亀岡市特別職報酬等審議会 会議録（要旨）

日　時 ： 令和７年１月２０日（月）１３：００ ～
場　所 ： 市役所別館　３階会議室
出席者 ： 各委員（別紙名簿のとおり）
市長公室長、人事課長、給与係長、給与係主任
議会事務局次長、議会事務局副課長

会　　議　　録

人事課長　ただ今から第２回亀岡市特別職報酬等審議会を開催いたします。
皆様におかれましては、本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。本日、G委員におかれましては所用のためご欠席と伺っております。よろしくお願いいたします。
それでは早速ではございますが審議に入らせていただきたいと思います。それでは、坂本会長、進行の程よろしくお願いいたします。

坂本会長　それでは早速でございますが、審議に入りたいと思います。事務局の方から追加資料等があるということでございますので、説明をお願いいたします。

人事課長　［追加資料の説明］

坂本会長　説明ありがとうございます。
前回の会議におきまして、委員の皆様からは、報酬等を下げる、あるいは現状維持とする声よりも、特別職等のご活躍等を含めて増額ができないかという意見が大勢だったと思っております。本日は、具体的にどういう引上げ率にするかということを議論することになります。事務局の説明では、市の一般職は、人事院勧告そのままで改定が進んでいるわけですけども、この18年間本審議会が開かれずに、特別職の報酬等については、改定についての審議がなされなかった経緯があるわけですが、改定するとしてどのくらい上げるかという拠り所が

必要になってきます。とりわけ市民の皆さんに対して、こういう根拠で上げていきますという説明がどうしても必要です。そこで、国の指定職の改定率を参考にして考えてみましょうというのが事務局の説明でございます。これについては、いろいろ議論があるかと思います。皆さんから率直なご意見を出していただければ幸いです。

A委員　市部長級の月額改定率の2.44%というのは、どういう位置付けで資料に記載されているのですか。

人事課長　一般職で一番上の役職である本市部長級の給料月額の改定率でございます。国の指定職の累計の改定率1.58％以上に部長級につきましては、引上げがなされていることを示しております。

坂本会長　国の指定職の率を使って改定する手法は、他の自治体でも行われていますか。

人事課長　京都府下では改定を検討されている宇治市が国の指定職の率を使っていますし、愛知県や愛知県内の自治体でもこの指定職の率をしております。

A委員　国の指定率を使えば一番無難ですが、今の亀岡市の業績や収支から見たら、もう少し上げるべきではないかとも思います。

坂本会長　事務局案に従って引き上げた場合に所要財政負担額はどのぐらいになると試算してますか。

人事課長　資料３に記載しております金額が累計で必要になってきますので、市長について指定職に準じた形で改定した場合の1期の総計といたしましては、8715万8400円というような金額となり、現行の8594万9524円からその差額分が4年間で増額されます。

B委員　事務局案の率で改定するとすれば市長、副市長、教育長、病院事業管理者、議員いずれも同じ率で改定していくという考え方で進めるものですか。

人事課長　特別職である市長、副市長、病院事業管理者、教育長につきまして

は、期末手当について一律国の指定職の支給月数に準じて支給しています。それに倣って一律同じ率で改定するというのも根拠になると思います。

議長、副議長、議員につきましては、期末手当について特別職と同じ率で支給していますので、それに準じるのであれば同じ率で改定するということも根拠になるとは思います。ただ特別職とはまた違う立場にありますので、一律に同じにしなければならないということはないと考えます。別の率を適用するならば、その場合に根拠をどうするのかというようなことを議論しなければならないと思います。

坂本会長　ご質問は最もだと思います。市長と副市長ではそれぞれ業務の内容等が違ってくるわけなので、違う率で改定することもできなくはないと思います。ただ、愛知県などや京都市も同じ率で改定していますし、現実的には同じ率で改定するのが妥当なところかと思います。

A委員　一律ではなく業績等の評価を受けて改定率を検討すべきだと思います。亀岡市全体の収支がマイナスになれば、当然下げるということを検討すべきだと思います。

どのような場合に改定するかというのは上げる場合も下げる場合両方考えておくべきです。

坂本会長　これからは報酬審議会を4年に1回とか、一定の期間ごとに開くのがよいと思います。そして改定率をいくらにするかを議論すべきであるという提言については、必ず答申に盛り込みたいと思います。

事務局案の1.58％より低い率とするのは、どのような根拠の率を持ち出すのか難しい面があります。一方で部長級の累積改定率2.44%まで上げると市民の皆さんから厳しい意見も出てくるかもしれません。ということであれば大体1.58%というのが妥当な率だと思われます。

C委員　以前改定がされていた時は、どの指標で改定されたのですか。

人事課長　前回平成23年に引下げ改定されたときにつきましては、報酬審議会を開かずに改定したわけですが、その際については、市の一般行政職が人事院勧告に準じ給料改定で引下げとなりましたので、その一般行政職と同じ改定率で特別職についても引下げました。

D委員	国の指定職の累積改定率1.58％が一番説明をしやすいと思います。ただ、20年に1回とかじゃなくて、この改定率が変化をすれば、審議会を開いて迅速に対応をしていかないといけないと思います。
坂本会長	そのことはしっかり答申に盛り込みたいと思います。
E委員	市の税収や財政状況が許されるならば、頑張っておられる方については引き上げるべきかと思います。
坂本会長	それでは改定率については1.58％ということで答申に盛り込んでくということでよろしいでしょうか。
各委員	［異議なし］
坂本会長	改定の時期について確認しておきたいと思います。事務局から補足説明ありますか。
人事課長	報酬を改定するには、条例に規定されておりますので、市議会に条例改正を提案していく必要がございます。 なおかつ報酬額が増額となりますので、補正予算も併せて議会に提案していくことになります。改定時期につきましては、6月議会に補正予算と条例改正を提案できたらどうかと考えております。改定時期につきましては、市民等への周知の期間を考慮しまして10月1日から改定をしてはどうかというのが事務局の案でございます。
坂本会長	議員については、前回の審議会において定数の見直しについて議論になっていたかと思うのですが、このことについて答申にどう盛り込むかについて検討する必要があります。定数を削減すべきであるというような踏み込んだ言及は難しいと思うのですが、定数について検討されたいというような方向付けまではできるのではないかと思うのですが、議会事務局としてはどう思われますか。
議会事務局次長	議員定数つきましては、議員の中で検討しておりますので、そちらの方で判断することになると思います。ただし本審議会の答申において定数について適正かどうか実際に検討されたいというような意見を頂戴することは可能かと思います。

坂本会長	引き続き望ましい定数の在り方について検討いただきたいというぐらいの文言は書き込んでいいのかなと思いますが皆さんいかがでしょうか。
A委員	議員定数については資料や具体案をいただいていませんし、言及することは難しいかもしれません。
D委員	資料や説明を聞いたわけではないので、この審議会で意見をまとめるのは不可能かと思います。
坂本会長	確かに議員定数についての資料は用意されてなかった事情もございます。今回議員定数については答申では触れないということにしましょう。 話を戻しまして、改定する時期については10月1日からでよろしいでしょうか。
各委員	［異議なし］
坂本会長	資料4の退職手当の率の見直しについては、いかがでしょうか。
A委員	減額措置とは具体的な何の減額ですか。
人事課長	退職手当の率を市長、副市長、病院事業管理者については10％、教育長につきましては8％の減額をしております。 平成30年から減額措置していますが、その理由といたしましては、市の財政状況に鑑みて、支給率を抑制することで財政状況への影響を緩和することが目的でございます。
A委員	市長は２００万円増額されるということですか。
市長公室長	減額措置を解除すればそうなります。財政状況が厳しいから1割減額をしていたのですが、報酬について財政状況が好転しているため見直す一方で退職手当の減額措置についてそのままというのも不自然とも思われるため、退職手当の減額措置についてもご意見をいただきたいと思います。

A委員　市の財政への影響はどうですか。

人事課長　中期財政見通しにおいて人件費64億から66億程度と試算している中で、4年間で市長ですと200万という影響額をどう判断していくのかということになります。

市長公室長　報酬審議会を開きましたので、減額措置を解除したうえで本審議会において改めて適正な月数を見直すという考え方を持っていただければと思います。

F委員　報酬額を引き上げると上がり幅はさらに大きくなると思いますので、100分の550の率に戻すのは見送った方がいいと思います。

坂本会長　はじめにこの話を聞いた時には、報酬の改定よりも100分の90の減額措置をむしろ見直すべきと考えていました。ほとんどの自治体が10％のカットはないわけでこれを戻すのが正常化になるのではないかと思います。

B委員　市の財政状況が良くなっているのならば、久しぶりに報酬審議会が開かれたことですし、減額措置を戻すのがよいかなと思います。しかしながら案1でいくと、やはり現行との差額が大変大きくなりますので、府内の32団体がこの率に準じて支払いをしているということはみんなが納得する根拠になりますので、100分の530に見直す案2にするのがいいのかなと思います。

D委員　退職手当組合の支給率に準じる場合支給率は変動するのですか。

人事課長　退職手当組合で規程が設けられており、現在の率が100分の530でありまして、過去は違う率で推移してきました。昭和49年当初は100分の660で、昭和58年に100分の600に引き下げられ、平成9年から現在の支給率100分の530になっています。今後の社会情勢等を踏まえてこの率が改正されることは十分にあると思います。

坂本会長　市民の皆さんはどのように受け止めるかを気にした方がいいかなと思います。

F委員	私も案2が現実的な率になるのかなと思います。
B委員	前回の会議の時に亀岡市の財政状況が大変上向いているという説明を受けましたし、ふるさと納税もすごく増えていますので、減額措置を元に戻すということについては、市民の理解は得られやすいのではないかと思います。そのうえで支給率自体についても見直してきてなかったので、他の団体の率と照らし合わせて100分の530に引き下げるとすれば、市民にはご理解をいただけるのではないかと思います。
D委員	退職手当組合に準じた率が一番説明できると思います。
坂本会長	案2を答申に盛り込むということでよろしいでしょうか。
各委員	［異議なし］
人事課長	改定の時期については、報酬と併せて今年の10月1日から変えるということで、時期を合わせにいくということでよろしいでしょうか。
各委員	［異議なし］
人事課長	本日ご審議いただいた内容をもって市長に答申をしたいと考えております。いただいたご意見をもとに会長と事務局で答申の案を作成したいと考えております。答申案ができましたら、委員の皆さんに答申案をお配りさせていただきたいと思いますので、内容をご確認いただいたうえで最終の答申案を決定したいと考えております。 3月中には市長に答申をしていきたいと考えております。会長と市長の日程を調整いたしまして、答申の日を決定していきたいと思います。
坂本会長	それでは皆さんどうもありがとうございました。
人事課長	本当に皆様お忙しい中、ご提案、ご審議いただきましてありがとうございました。これを持ちまして報酬審議会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。 （１５：４０　審議会終了）